

平成 27 年度 第 3 回日田市特別職報酬等審議会  
《審議会議事録（要点）》

●日 時 平成 28 年 2 月 9 日（火） 14：00～14：36

●会 場 市役所 4 階庁議室

●出席者

(1) 委 員	杉野 義光	委員	梅木 哲	委員（職務代理）
	岩里 諫夫	委員（会長）	小野松 晋一	委員
	瀬戸 亨一郎	委員	中津留 富子	委員
	井元 崇文	委員	伊藤 将友	委員

欠席者 2 名

(2) 事務局 総務課長 総務課主幹（総括） 職員係担当

1. 会長あいさつ
2. 本日の会議進行について
3. 第 2 回審議会の議事録の確認
4. 答申案の説明
5. 審 議

<主な意見等>

会 長：それでは答申案に対して意見をお願いします。

委 員：答申案の「次のとおり意見の一致を見、結論を得たので答申します」の文言だが、意見の一致を必ずしも見ていない。「意見の一致を見」は削除すべきではないか。「次のとおり結論を得たので答申します」ということが正しい審議内容ではないかと思う。

会 長：「一致」の部分を削除することでよいか。

委 員：了承。

委 員：付帯意見の②にア、イとあるが、審議してここに意見を入れるということか。

事務局：この分を審議していただきたい。

委員：減額措置については、「市長の裁量に委ねる」というようなことでいかがか。

会長：市長という名詞を入れるのか。

委員：市長が最終決定するわけじゃないか。

委員：答申を尊重してもらうことは当たり前のことであって、これを付帯する方がおかしい気持ちもする。減額についてこの審議会で、こういう形で言うこと自体違和感を感じる。あとは当然当事者が考える問題であって、自主的な考え方であり、ここに縛りをおくこと自体がおかしい。

委員：減額措置については、市長の判断によるものなので、今、委員が言われたようなことでよいのではないか。

事務局：こういった案を示したのは、当初、市長のあいさつのなかで、特別職給料の削減措置についての意見もいただきたいということであったので、それに対応して入れている。これは特段、諮問内容ではないので、報酬審議会としては意見を付さないという決定もあり得る。

委員：平成 31 年までは特例条例は生きているが、答申が据え置きでも新たな条例整備を行うのか。

事務局：据え置きの場合には、条例改正はない。

委員：特例条例の改正もないのか。

事務局：特例についても改正はない。

委員：今の 15%カットのままでいくのか。

事務局：そのとおりである。

委員：答申で据え置きとなり、市長がこれを尊重するとしたら、特例条例は廃止しないといけないのではないか。

事務局：諮問したのは、特別職の本来の報酬額について、現行の報酬額が適正かどうか審議していただくということ。別途、特例による削減措置については皆さんからの意見をいただきたいということであった。もし、見直してほしいという意見が出てくれば、市長も見直しを検討する。そうでなければ、本来の条例の報酬額だけを答申に沿って見直し、特例について改定はしない。

委員：審議会では 872,000 円を適正と判断した。しかし実際には 15%のカットがある。仮に市長が 872,000 円をもらおうと思えば特例条例の廃止を提案しないといけない。

事務局：報酬審議会では 872,000 円が適当な額なので、これを受け取ってもらいたいという意味合いで付言があれば、市長としては、それを尊重して特例条例を廃止するか、カットを続けるか検討することになる。

委員：「据え置くことが適当であるとの結論に至った」ということは、審議会として 872,000 円が適当と判断したわけであるから、これを尊重しないといけないのではないか。

事務局：市長の報酬水準としては、872,000 円は正しい、これでよいという答申をいた

だいたと考えているので、後は市長が特例条例を廃止するのか、正しい水準はこれだが、自分としてはこの水準からの15%カットはやはり続けたいと思うのか、これは市長の判断になる。

委員：それはわかった上で、872,000円はもらってほしいという結論がでていいる。これを尊重すれば、特例条例を廃止するかはわからないが、形上は市長は特例条例を廃止することになるのではないか。

事務局：付帯意見に、強くそこを求めるために意見を入れるのか、水準はこれだが、減額措置の判断については、市長に任せるのか、任せるということであれば、この付帯意見を外すこともあり得る。

委員：今の財政状況は横ばいで、この状況が続くとして、今後、財政状況が良くなれない限りは、市長としては15%カットでいきたいという考えか。

事務局：今の状況であれば、市長としては15%カットが適当であると判断している。

委員：任期中の4年間は15%カットか。

事務局：現状ではそのとおりである。

事務局：特例の削減措置については、当然廃止するべきものであるという話であれば、付帯意見に「減額措置については見直してもらいたい」という付帯意見を付けることになる。カットは市長の判断だからということで、減額措置については、報酬審議会としては触れないということであれば付帯意見を付さないことになる。特例の削減については、このようなことで報酬審議会の意思を示すことになる。

委員：原理原則論だが、報酬審議会の役割は、あくまで基準を作るという役割であって、それぞれがカットするカットしないを審議会がいろいろ意見を言うこと自体、この審議会の役割ではないと理解している。カットは当事者が考えることであって、それぞれの裁量に任せるのがこの審議会の立場だと思う。

委員：市長が特別にカットをしていなければ、こういう問題はでてこない。先に15%カットを行っているから、今回の審議会では、据え置くとは、カットをやめて元に戻すことという話になった。

委員：私たちが審議しているのは、872,000円が適当ということであり、カットした15%が正しいとかいう判断はここでは議論していない。特例に関する減額措置について、意見は付けない方がよい。付帯意見に入れると、ここも審議したのかということになる。

委員：特別職と議員の給料に関する条例をどのようにすればよいのか、市長が議会に提案するとき、審議会の答申を受けてからやろうということですよ。

事務局：そのとおり。

委員：そうするとこれには条例が2つある。報酬をいくらにする条例とカットの特例条例。公職選挙法上の問題は別として、こういう苦しい状況だから、給料は返上すると、これは勝手にしてもらえばよい。しかしそれが公職選挙法上できな

い。寄附行為に該当すると思われるから。そこで特例条例ができたと思う。これはあくまで条例で定めているので動かしがたい。市長が、経済情勢が良好になったからカットはやめて全額もらいますというわけには特例条例があるからできない。市長に任せるといいながら、条例がある以上、平成31年まで15%カットしなければいけない。これを放置してよいかどうかも一つの問題、かつ議会もこれを審議して議決している。表裏一体の関係があるから一体として審議することも必要であると思う。今回の報酬審議会では見送ろうというのもよいが、平成31年8月までは拘束される。

委員：新たな条例を出せばよいのではないか。

委員：新たな条例を出すか出さないか、どのような条例案を出すべきか、市長がこの審議会に条例提案の内容を依頼してきたわけじゃないのか。

事務局：本来的には、報酬額の基準となるころの審議をお願いした。基準となる額が主であり、諮問書にはその部分しか入っていない。

委員：カットについて意見がいただきたいという話があったが、口頭で言われたことか。

事務局：市長があいさつのなかで、削減の部分についても意見を聞きたいと述べたので、審議のなかで意見を聞いた。答申書に付帯意見を入れる入れないは、諮問内容ではないので、委員の判断でよい。

委員：例えば特別職に減額の答申が出たとすれば、どうするのか。

事務局：諮問内容である、その基となる給料の水準が引下げという答申が出たら、尊重して議案を出さないといけない。同額なら条例提案はない。増額の場合は増額の提案をする。

委員：今のような観点からすると、特例による減額措置についての意見は必要ないと思う。

委員：特例による減額措置についての意見は削除でよい。

委員：削除でよい。

会長：事務局、付帯意見について意見はないか。

事務局：特例による減額措置については、必ず意見を入れなければならないものでないので、審議会の意向で結構である。

会長：付帯意見の①の審議会の開催については意見を入れることでよいか。

委員：了承。

会長：付帯意見の②の特例による減額措置については意見を入れないという意見が多いので、入れないということでよいか。

委員：了承。

会長：答申案について、簡単な字句、文章の修正等があれば事務局まで連絡をお願いする。

会長：事務局として何かあるか。

事務局：答申書の内容の修正は、「意見の一致を見」を削除することと付帯意見の②を削除する。答申書の修正は事務局に一任いただき、後日、答申書を郵送する。

#### 6. 市長への答申について

会 長：事務局、説明をお願いします。

事務局：市長への答申については、2月12日（金）の午後4時に、これまでの例により、会長から市長に答申書を渡すことを考えている。委員の皆さんがよろしければ会長にお願いしたいと思う。

委 員：了承。

#### 7. 会長あいさつ

#### 8. 閉 会

14：36 終了

※本議事録は、事務局職員の要点筆記によるものであり、発言の一部については、委員の発言趣旨をそこなわない範囲で、表現の変更、また、不足している語句の補足など必要な加筆を行っております。